

## 生活支援サービス契約書

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「甲」という）と （以下「乙」という）  
とは、賃貸借（サービス付き高齢者向け住宅）の目的である建物「高齢者住宅さくらガーデン」（住居表示：東京都昭島市中神町 1260 番地）（以下「本住宅」という。）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### （契約の目的）

第1条 甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### （生活支援サービスの内容）

第2条 甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

- 1 基本サービス（必須サービス）・・・住宅職員が提供します。
  - 状況把握（安否確認）サービス
  - 生活相談サービス
  - 緊急時対応サービス
  - ごみ回収サービス
  - 連絡代行サービス
  - 日常の軽微な生活援助サービス
    - ※ 夜間帯は警備員（ネオ・ハルト（株）へ委託）
- 2 生活支援サービス（居住者が選択できるその他のサービス）・・・住宅職員が提供します。
  - 食事の提供サービス
    - ・食事提供サービス
    - ・配膳、下膳サービス
  - 調理、洗濯、掃除等の家事サービス
    - ・調理お手伝いサービス
    - ・洗濯お手伝いサービス
    - ・清掃お手伝いサービス
  - 健康の維持増進サービス
    - ・服薬管理サービス
  - その他サービス
    - ・クリーニング取次サービス
    - ・買物代行サービス
    - ・役所手続き代行サービス
    - ・外出付添いサービス（通院・買物・その他外出）
    - ・ゲストルーム宿泊利用サービス
    - ・ゲストルーム利用者の食事サービス
    - ・住宅主催の行事・クラブ活動
    - ・その他

(サービス提供の記録)

第3条 甲は、乙の希望により提供する選択支援サービスについては、月毎にその提供の実績を、当月月末までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。

2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

(サービス料金等)

第4条 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応等)の料金は、月額金23,149円(税抜価格)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とします。

2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

(サービス料金の変更)

第5条 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

(サービス料金の支払)

第6条 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月翌月分を12日までに乙に請求し、乙は、27日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。

2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月月末締めで、翌月12日までに乙に請求し、乙は、27日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。

3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず本住宅における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

2 建物の賃貸借契約を更新した場合には、生活支援サービスの提供契約も更新することとする。乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

(事業者からの契約解除)

第8条 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

①一定の観察期間をおくこと。

②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。

③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。

④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において

乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

4 乙またはその家族等が、甲、管理者又はそれらの住宅職員に対して、本契約を継続しがたい迷惑行為を行ったとき。

#### (利用者からの中途解約)

第9条 乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### (秘密保持)

第10条 甲及びその住宅職員は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

3 居住者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守します。

#### (緊急時の対応等)

第11条 甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### (賠償責任)

第12条 甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### (相談・苦情対応)

第13条 甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### (債務の保証)

第14条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙となる者に支障が生じた場合にあつては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな連帯保証人となる者を定めることができる。

4 丙の請求があつたときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

#### (緊急連絡先の指定)

第15条 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者とし

て、緊急連絡先となる者を定めることができる。

- 2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。

(重要事項説明確認)

第 16 条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(本契約に定めのない事項)

第 17 条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本住宅の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入居者 (乙)

<住 所>

<氏 名>

印

連帯保証人

<住 所>

<氏 名>

印

<極度額> ¥365,000 円

緊急連絡先

<住 所>

<氏 名>

印

事業者 (甲)

<住 所> 東京都新宿区原町 3 丁目 8 番地

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

<氏名> 理事長 飯山幸雄 印